

不良在庫を処分する際の 実務上のポイントを確認する

不良在庫とは、売れる見込みがなくキャッシュフローに悪影響を及ぼす在庫のことを指し、早めの処分が効果的です。ここでは、適正な在庫量の求め方や不良在庫を処分する際の実務ポイントを確認します。

廣田隼一税理士事務所
税理士

廣 田 隼 一



不良在庫が増えると 資金繰りが悪化する

不良在庫は、季節商品の売れ残りや型落ち品、過剰な生産や仕入を行なった製品・商品、不良品・欠陥品など、店舗や倉庫などに残っている本来の価格で販売ができない在庫を指します。

これらの不良在庫について何ら対策を行わず、放置したままにしておく、収益性の低下による損失を将来に繰り延べながら、資金繰りを悪化させていくことにつながります。

不良在庫を減らすことは、キャッシュフローの改善に直結します。まずは、適正な水準の在庫を確保できるように在庫管理を改めて見直しましょう。

適切な在庫管理を行わない場合には、まとめて仕入・製造をすることでコストを抑えようとしたため、欠品を避けようとしたりするため、在庫が必要以上に増えってしまうと思われれます。

もちろん、単純に在庫が少なければよいわけではありませんが、適切な在庫管理をせずに在庫が過剰になってしまうと、不良在庫の

増加にもつながります。

また、過大な在庫は金融機関からの評価にも悪影響を及ぼしてまいります。

製品・商品などの在庫は会計上、貸借対照表に資産（棚卸資産）として計上されます。

棚卸資産は、将来の収入を獲得するための源泉なので、適正な在庫の確保は必要です。

しかし、棚卸資産が販売を見込んだ期間内に売れずに不良在庫として残っていると、次のような悪影響が出ます。

- ・ 販売によって棚卸資産に投下した資金の回収ができないことによる資金繰りの悪化
- ・ 在庫を管理・保管することによる維持管理コストの増加
- ・ 長期間保存していることによる破損、色あせなどの商品価値の劣化

棚卸資産は、将来の収益を期待して企業が投資した未回収分の資金です。仕入・製造を行なってから販売されるまでは、投下した資金は回収できません。

さらに、在庫を保管するために、光熱費、人件費、倉庫の賃借料等といった保管費用や事務コストもかかります。

また、在庫としての期間が長期化すると、商品価値が劣化し販売価格を減少させてしまうことや、商品価値がなくなり廃棄処分をせざるを得ないこともあります。

このように、不良在庫に限らず、余分な在庫を保有することはコストを増加させ、キャッシュフローの悪化につながります。

適正な在庫量を求めるには

在庫は、売上を上げるために必要なものです。資金を気にせず売上高の最大化のみを考慮した場合には、通常、販売機会を失わないために多くの在庫を抱えていたほうが有利でしょう。

しかし、在庫量を気にせず経営を進めてしまうことは、不良在庫を増加させ、資金繰りの悪化につながってしまいます。

在庫を抑えたいうえで売上収益を最大化させることは、企業の経営活動において非常に重要です。

そのためには、どの種類の製品・商品を、どの時期に、どれだけの量を保有するかを管理する必要があります。

販売期間内に多大な在庫の売れ

残りや欠品が生じなかった場合には在庫は適正な水準と考えられますが、在庫量を適正化するための方法として、「棚卸資産回転率」と「棚卸資産回転期間」を計算して分析する方法を紹介します（図表1）。

なお、算式中の年間売上原価は、年間売上高を用いて計算する方法もあり、どちらもそれぞれ利点があります。分析

棚卸資産回転率 = 年間売上原価 ÷ 棚卸資産

棚卸資産回転期間(日数) = 棚卸資産 ÷ 年間売上原価 × 365

の目的などに合わせて使い分けることが望ましいですが、売上高には利益部分も含まれているため、在庫管理の観点からは売上原価を用いたほうが現状の把握がしやすいと考えられます。今回は、売上原価を使った方法を紹介します。どちらを採用するかで数値のベースが異なりますので、他社の数値との比較をする場合にはどちらの数字で計算した数値か注意しましょう。

① 棚卸資産回転率

棚卸資産回転率では、在庫が1年間で何回入れ替わっているかを確認できます。たとえば、棚卸資産回転率が20回であれば、1年間に在庫が20回転していることとなります。

在庫が増加していけば、棚卸資産回転率が低くなります。逆に、在庫が抑えられていけば、棚卸資産回転率は高くなります。

つまり、棚卸資産回転率が高いほど、仕入・製造コストはすぐに回収でき、在庫の保管・管理を行なうためのコストも少なく済むこととなります。そのため、資金繰りの改善につながります。

ただし、棚卸資産回転率の高さばかりを指すと、欠品のリスクが高くなり、販売機会を逃す可能性も高まります。

そのため、企業内部で情報共有して、欠品を出さないように注意しながら、できるだけ棚卸資産回転率を高めていく意識を持つことが重要です。

棚卸資産回転率については、業種や企業が扱っている商品などによっても大きく異なりますので、一概にこの数値がよいというものではありません。商品の急激な需

要の高まりがあれば、販売機会を逃さないために、一時的に在庫量が増加し、回転率が下がることもあるでしょう。

ただし、おおまかな目安として、同業他社で目標とする企業の棚卸資産回転率を参考にしてみてもよいでしょう。

なお、売上原価ではなく、売上高を用いる計算方法のほうが数値は高くなるのが通常です。先述したように、他社との比較の際には数値計算の前提を合わせるようにしましょう。

また、棚卸資産回転率はできれば、商品別に確認するようにします。回転率が低くなっている場合には原因を調査し、不良在庫があれば処分します。

そして、過剰な仕入・製造をしていないか、今後の対策・検討を行なっていくことで、在庫量を適正化していくことができます。

② 棚卸資産回転期間

棚卸資産回転期間は、在庫が1回転するのにどれくらいの期間を要するのか、つまり、保有する在庫を販売するためには、どれくらいの期間がかかるかを表わしています。

棚卸資産回転期間が30日の場

合、30日分の在庫を保有している
ということですが。

商品ごとに棚卸資産回転期間を
計算することで、不良在庫の削減
や欠品リスクの回避に役立つデー
タとなるでしょう。

たとえば、商品ごとに比較して
棚卸資産回転期間があまりに長い
場合には、売れていない、あるいは
過剰仕入となり不良在庫となっ
ている可能性があります。

反対に、棚卸資産回転期間が極
端に短い場合には、欠品リスクが
高くなってしまっている可能性が
あります。

棚卸資産回転率、棚卸資産回転
期間は、ともに棚卸資産をいかに
効率よく運用できているかを表わ
しています。回転率は高いほう
が、回転期間は短いほうが効率的
に経営ができ、資金繰りはよいこ
とになります。

もちろん、季節的な需要の変動
や環境の変化、将来の予測から在
庫にどの程度余裕を持たせるかを
検討することも必要です。

数値の向上だけを追っていくこ
とは危険ですが、管理を行なうな
かで棚卸資産回転率、棚卸資産回
転期間を意識していくことで、不
良在庫の削減やキャッシュフロー

の改善につながります。

不良在庫を 処分する方法

不良在庫をそのまま保管してお
くことは、企業経営にとってマイ
ナスです。そのため、不良在庫が
生じてしまった場合には処分を検
討しましょう。不良在庫の一般
な処分方法には、「値引き販売」
と「廃棄」があります。

このうち、処分方法としてまず
考えるべきは、通常の価格から値
引きすることで販売できるかどう
かです。

たとえば、季節商品の売れ残り
など、商品自体の価値はあるもの
であれば、通常の価格で販売する
ことは難しいとしても、値引きを
すれば販売できる場合もあるでし
ょう。そのような場合には、品質
が劣化する前に売り切ってしまう
ことが1つの方法です。

企業イメージや商品イメージの
低下につながるよう注意は必
要となりますが、値引き販売であ
れば、棚卸資産に投下した資金を
ある程度回収することができま
す。もちろん、それだけでなく、
在庫を減らすことで今後の維持管

理コストの削減ができます。

検討の結果、値引きをしても販
売が難しいものについては、廃棄
処分を検討しましょう。

廃棄をすることで資金回収はで
きなくなりますが、余計な在庫の
保管コストを削減できます。

また、資産状況が整理されるこ
とで実態に即したコスト管理が可
能となり、棚卸資産回転率等の財
務指標が改善することにより、金
融機関からの評価向上にもつな
がります。

販売見込みのない不良在庫の廃
棄を行なう場合、廃棄による損失
額を廃棄損として計上することに
なります。その際の仕訳は、**仕訳
1**のようになります。

不良在庫を廃棄した場合に生じ
た廃棄損は、税務上の費用・損失
(損金)となります。

廃棄を行なった場合には、実際
に廃棄したことを証明することが
できるよう証拠書類(廃棄証明書、
廃棄在庫の写真、稟議書など)を
しっかり保管しておきましょう。

不良在庫についての 会計上のポイント

不良在庫の会計処理のポイント

として、在庫の評価損の計上があ
りますが、まずは前提となる棚卸
資産についての会計ルールから確
認しましょう。

中小企業を対象として設けられ
た会計基準である「中小企業の会
計に関する基本要領」では、棚卸
資産の会計処理については、次の
ように記載されています。

- (1) 棚卸資産は、原則として、取
得原価で計上する
- (2) 棚卸資産の評価基準は、原価
法または低価法による
- (3) 棚卸資産の評価方法は、個別
法、先入先出法、総平均法、移
動平均法、最終仕入原価法、売
価還元法等による
- (4) 時価が取得原価よりも著しく
下落したときは、回復の見込み
があると判断した場合を除き、
評価損を計上する

まず棚卸資産については、原
則、取得原価で計上することとさ
れています。

取得原価とは、その資産の取得
に要した原価のことです。たとえ
ば、商品であれば購入価格に付随
費用を加えた金額となります。決
算書上、商品などの棚卸資産は、
資産の部(流動資産)に記載され
ます。

そのうえで、(2)では、棚卸資産の評価基準は、原価法または低価法によるものとされています。

① **原価法**：期末の棚卸資産を取得原価により評価する方法

② **低価法**：期末の時価が取得原価より下落した場合には、棚卸資産を時価により評価する方法
そして、期末の棚卸資産の取得原価を求める方法として、①個別

法、②先入先

出法、③総平

均法、④移動

平均法、⑤最

終仕入原価

法、⑥売価還

元法という6

つの算定方法

があります。

税務上、評

価方法を選定

して届け出を

しなかった場

合または選定

した方法で評

価しなかった

場合には、最

終仕入原価法

による原価法

とされます。

実務上、多く

の中小企業では、この最終仕入原価法による原価法での棚卸資産の評価が採用されています。

最終仕入原価法は、期末に最も

近い時期に取得した最終の仕入原

価を用いて期末棚卸資産の取得価

額を計算する方法です。算定上の

考え方は異なりますが、いずれの

評価方法にしても原価法の場合、

棚卸資産の金額は取得原価とい

こととなります。

しかし、(4)では、原価法による

場合であっても、時価が取得原価

よりも著しく下落したときは、回

復の見込みがある場合を除き、評

価損を計上することが求められて

います。

なお、棚卸資産の時価の判断方

法としては、個々の商品ごとの売

価や、最近の仕入金額などから把

握するといった方法が示されてい

ます。

また、棚卸資産の著しい陳腐

化、災害による著しい損傷、賞味

期限切れなどでほとんど価値がな

いと判断できるような在庫につい

ては、評価損の計上が必要とされ

ています。

つまり、不良在庫については、

会計上、期末に評価損の計上を検

会計上と税務上の ルールの違い

前述のとおり、会計上は、時価が著しく下落しており、かつ、回復の見込みもない不良在庫については、期末に評価損を計上することが必要となります。

評価損を計上する場合の仕訳は、**仕訳2**のようになります。

一方、税務上は、原則として、

棚卸資産の評価損については損金

の額に算入しません。

しかし、例外的に次のような特

定の事実が生じたことで、価値が

下落し、通常の販売価額や販売方

法では販売ができないものについ

ては、評価損の計上ができるもの

とされています。

① **災害によって著しい損傷があつたこと**

② **著しく陳腐化したこと**

・ 季節商品の売れ残りで、今後通

常の価額で販売できないことが

既往の実績等から明らかである

こと

・ 型式、性能、品質等が著しく異

なる新製品が発売されたことに

より、今後通常の方法で販売す

③ **破損、型崩れ、たなざらし、品質変化等により、通常の方法で販売することができなくなったこと**

④ **法的整理の事実**

・ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定により、評定が行なわれること

棚卸資産の評価損については、

税務上、前述のような特定の事実

が生じたことによる価値の低下に

限定されています。

そのため、次の理由で時価が低

下した場合には、評価損は計上で

きないものとされています。

① **物価変動**

② **過剰生産**

③ **建値の変更 等**

会計上は、棚卸資産の評価損を財務諸表に反映させることが基本

であり、自社の財務分析上は有用

となりますが、税務上はすべてが

損金として認められるとは限りま

せん。会計上と税務上の利益に大

きく差異が出ることもあり得ます

ので、注意しましょう。

また、評価損の計上にあたって

は、要件をしっかりと確認すると

ともに、算定根拠・証拠書類につ

いてもしっかりと保管しておきま

▲

仕訳1

廃棄損の計上 (借方)棚卸資産廃棄損〇〇〇円/(貸方)棚卸資産〇〇〇円

仕訳2

評価損の計上 (借方)棚卸資産評価損△△△円/(貸方)棚卸資産△△△円

ひろた じゅんいち 個人事業主・法人経営者への経営助言・相続・事業承継対策などを中心に、執筆・監修活動も行なう。また、金融機関や住宅メーカーと連携した相談会などで税務相談にんでいる。